

行田市長の給与の特例に関する条例など 24 議案を可決・同意・認定



議場風景（9月定例会）

9月定例会には、市長提出議案25件が提出され、継続審議とした1議案を除く24議案をすべて原案のとおり可決・同意・認定しました。

主な議案の内容は次のとおりです。

市長提出議案

例 法改正に伴う 条例の改正等

○行田市長の給与の特例に関する条例
(原案可決)

市長の選挙公約である給与及び退職金の50%減額を実現するため、特例条例を新たに制定するもので、市長の給料月額、現行の93万3千円から46万6500円となり、期末手当、退職手当等を合算した任期中の減額の合計額は3903万1020円となるものです。

〔主な質疑〕

問 本条例案を提出した理由は、

答 市長選挙に出馬するに当たり、公約に掲げた事項は、当選結果をもって市民との果たすべき約束になったと考えられているためである。

問 行田市特別職報酬等審議会で審議しなかった理由は、

答 審議会は、本来の市長給与額を検討すべき機関であり、減額の割合の妥当性について検討する場ではないと考えたためである。

○行田市会計年度任用職員報酬等に関する条例
(原案可決)

法令の改正に伴い、会計年度任用職員制度が創設され、臨時・非常勤職員の任用、勤務条件等の統一の取扱いが定められたことから、本市においても本制度へ移行するため、新たに条例を定めるものです。

〔主な質疑〕

問 本制度の目的は、

答 臨時・非常勤職員については、これまで制度が不明確であり、各自自治体によって、任用・勤務条件が異なっていたことから、任用要件を厳格化し、制度の適切な運用を確保することを目的としている。

問 会計年度任用職員に該当する職員数は、

答 本年6月時点の臨時・非常勤職員は349人である。

○行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例
(原案可決)

待機児童解消策として、西小学校に定員50名の学童保育室を増設するとともに、学童

保育室の年末年始の休日期間の見直しを行うため、条例の一部を改正するものです。



西第2学童保育室

○行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(原案可決)

法令の改正に伴い、幼児教育・保育の無償化の実施に際し、施設の利用者負担額について、食事の提供に要する費用など、徴取可能な費用を明記するため、条例の一部を改正するものです。

〔主な質疑〕

問 保育園では今まで、主食費は保護者が実費負担していた。無償化に伴い、副食費も保護者負担になるが、本市はいくらになるのか。

答 公立保育園については、主食費はこれまでと同様に8